産業サイバーセキュリティ研究会 WG1
サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する
サブワーキンググループ(第5回会合)
議事要旨

1. 日時・場所

日時:令和7年4月7日(月) 13時00分～15時00分

場所:オンライン会議

2. 出席者

委員　　:渡辺委員(座長)、江崎委員、教学委員、下村委員、高橋委員、武井委員、古田委員、丸山委員、三井委員、森委員、和田委員

オブザーバ:内閣府、警察庁、金融庁、デジタル庁、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省、防衛装備庁、独立行政法人情報処理推進機構

事務局　　:経済産業省、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター

3. 配付資料

資料1 議事次第・配布資料一覧

資料2 委員名簿

資料3「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関するサブワーキンググループ」中間とりまとめ(案)概要

資料4「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関するサブワーキンググループ」中間とりまとめ(案)

参考資料1 ★3・★4要求事項案・評価基準案一覧

4. 議事内容

事務局より資料 3 及び資料 4 の説明があり、続けて自由討議が行われたところ、概要は以下のとおり。

＜中間とりまとめ全体への評価＞

- 中間とりまとめはよくできている。
- これまでの意見を反映しており、中間とりまとめはわかりやすくなっている。
- 中間とりまとめは、これまでの議論を反映したものになっている。

＜制度の位置づけ及び名称＞

- 全体としての本取組の位置づけを明確化されたい。サプライチェーンを対象としており、特に IT 基盤を本制度の対象にしている点を最初に記載するべきである。
- 本制度のタイトルについて、IT 部分が対象である旨を明確にされたい。
- 本制度がサプライチェーンの評価を対象としていない点は明確にされたい。サプライチェーン全体の評価をするものではないと理解している。

  ⇒資料 4「1.1 制度の目的」(P.11)に、IT システムを対象とする点を追記するものと理解した。それに加えて、よりわかりやすいタイトルとする点を含めて精査したい。

・ 本制度の目的は、日本のサプライチェーンのセキュリティレベルを上げることと認識している。資料 4「1.1 制度の目的」(P.11)の「制度趣旨」には発注元への影響の観点から目的が示されているが、セキュリティ対策はサプライチェーン構成企業が当然実施しなければいけないところである。勘違いを招き得るため、セキュリティ対策が各企業の責務である点を明示されたい。

⇒(事務局)資料 4「1.1 制度の目的」(P.11)の「現状認識」では、サプライチェーンのセキュリティ確保につながっていない可能性等を指摘している。更なる修正等が必要であれば、個別にコメントいただきたい。

・ 資料 4「1.1 制度の目的」(P. 12)において、「社会全体」を強調表示(例: 太字下線)することをご検討いただきたい。

＜他の検討との関係性＞

・ 経済産業省内の「ウラノス・エコシステムの拡大および相互運用性確保に向けたトラスト研究会」で、サプライチェーン内で扱われるデータの信頼性、真正性等の確保について検討されている。全体像の中で本制度との関係を整理されたい。

・ 資料 4「1.2 制度の位置づけ −制度の対象範囲」(P.14)について、制御システムや製品を扱わない理由を改めてご説明いただきたい。またその点について資料内に明記いただきたい。

⇒既存の制度との重複を避ける観点から制御システムや製品を対象から外している。

・ 資料 4「3.2 制度の導入促進」(P.34)の「⑤他制度との連携推進」についてコメントしたい。サプライチェーンは業界を横断する場合があり、経済産業省所管だけでなく、他省庁所管にも議論がまたがるケースもある。本検討会にも様々なオブザーバが参加されているが、制度の普及に向けて他省庁のガイドや指針等との連携を進められたい。

・ 中間とりまとめの冒頭で、本制度が★3 から始まる理由を説明した方がよいのではないか。また、★2 と★3 は包含関係にあるのか。連続していないのではないか。

⇒資料 4「2.5 国内外の関連制度等との連携・整合」(P.29)に★1 や★2 との関係性を記載している。わかりづらいならば、示し方の検討が必要である。★2 との整合も併せて検討を実施する。

・ 企業は、ISMS との関係を気にするのではないか。8,000 以上の団体が ISMS 認証を取得している中で、本制度との関係性を整理する必要があるのではないか。

⇒★5 に関しては、ISMS をベースとしつつ、より高度なシステムへの対策を求めるものとしている。

・ どのような企業に★5 を取得していただきたいかを含めて、今後検討されたい。

・ 各省庁ガイドラインとの連携に係る課題は残っているか。

⇒★3/★4 の要求事項及び評価基準を設ける上で様々な分野ガイドライン等を参照している。他方で各業界の特質もあると思われるところ、各省庁との連携を含めて本制度と大きく乖離したものとならないよう努める必要がある。

＜制度の適用単位＞

・ 資料 4「これまでいただいた主なご意見」(P.4)にもある通り、適用範囲や取得単位に関して様々な意見が出ている。直面している課題としては、大きな企業では事業部単位で対応が異なっている可能性がある。グループといったより大きな単位とするか、事業部等のより小さな単位とするかは引き続き検討いただきたい。

＜制度で設ける段階＞

・ ★5 の必要性についてコメントしたい。本制度の目的はセキュリティレベルの底上げと理解しており、★4 レベルよりも高いレベルで底上げすべき対策がある場合は、★5 を設定する意義はあると考えるが、設定する事ありきで検討が進むのはいかがなものか。もし明確な目的がないのであれば、★5 を設けないという選択肢もあり、目的について議論を行ってほしい。

⇒ISMS のみであると高度な攻撃に対して十分でない可能性があるため、★5 が必要と考えている。他方、高度な攻撃の具体的なイメージ等について明確化を図りたい。

＜評価スキーム＞

・ 資料 4「2.4 制度における評価スキーム」(P.27)に示された社内外の資格者について説明がなされておらず、具体的な内容がわからない。資料 4「3.2 制度の導入促進」(P.34)には記載があるが、資料 4「2.4 制度における評価スキーム」(P.27)内に具体的に記載すべきではないか。
⇒資料 4「2.4 制度における評価スキーム」(P.27)に資料 4「3.2 制度の導入促進」(P.34)の文言をそのまま移植する等、検討したい。

・ 当該資格者として、情報処理安全確保支援士やセキュリティプレゼンター等が例示されている。今年度の取組となるか不明ではあるが、資格者に対して制度に関する一定の教育の受講を求めるべきではないか。
⇒教育コンテンツの整備については、指導要領の整備等を進める旨を資料 4「3.2 制度の導入促進」(P.34)に示しているが、必要な資格要件の明確化を図りたい。

＜実証事業への申送り等＞

・ 実証の中で、工数を計測いただきたい。評価基準の粒度や外部機関の能力によって大きく工数が変わる可能性がある。工数のブレを減らすために要求事項等をより具体化する必要がでてくる可能性がある。ISMAP では非常に工数、費用がかかる点が指摘されている。工数が大きいと制度が普及しない可能性がある。

・ ★4 取得の費用について、実証で検討されると思料している。★3 と同様に検討いただきたい。

・ 中間とりまとめだけでは、運用にあたって事業者の役割がわからないところがあると思料している。実証事業を進めつつ、Q&A やガイドラインに相当するものを整備されたい。

・ 発注者ごとにサプライヤー向けの対策基準を既に設けているは発注者もいると考えられる。本制度との使い分け等について Q&A やガイドラインに載せていただけるとよい。

＜制度の普及＞

・ 中間とりまとめでは国際連携について言及されており、国としての連携が次の ToDo となる点を追記されたい。

・ 制度の趣旨をメッセージとして伝えることは重要であるが、サプライチェーンという用語を前に出すと、自社とは関係ないという認識になる企業も多い。サプライチェーンは多種多様であり、自動車サプライチェーンもあれば、IT サプライチェーンもあり、伝わりにくい側面もある。委託先は広い意味でのサプライチェーンとなるため、自分事となるようなメッセージの出し方が重要である。

・ 昨年度に日本経済新聞で記事が出たことは、非常にインパクトがあったと思料している。中間とりまとめもしくは制度構築方針の公表の際に、メディアにご協力いただくことも必要と考える。周知の方法については、2025 年度に検討してはいかがか。
⇒経済産業省も関係省庁を含めて積極的に情報を発信することが重要と理解している。産業サイバーセキュリティ研究会で発信することや、個別に機会を設けることも考えられる。普及に向けて努めたい。

・ 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」において、制度の認証を受けた事業者に対してマークが付与される。本制度においても、★4、★5 を取得した事業者はどのようにマークをアピールできるか、英国 CE の事例等も参考に検討されたい。

・ 取得費用により★4 のハードルが高くなる可能性がある。自己評価である「自工会/部工会・サイバーセキュリティガイドライン」Lv.2 では、評価することには大きな費用はかからないが、第三者評価である★4 に費用がかかる場合に抵抗感がある企業が発生する可能性がある。

・ 本制度の目標(取得企業数)を示すべきではないか。2026 年度に制度運用が開始される場合、例えば 2027 年度末にどの程度の取得企業数となればよいのか。目標を示さなければ、本制度の重要性が伝わらない可能性がある。
⇒今回は中間とりまとめであるため示していないが、今後検討を進めていきたい。

・ 資料 4「2.1 制度の対象とする組織」(P.17)について、本制度の対象範囲を確認したい。本制度はあくまで日本の制度となるので、対象範囲は顧客を含めて国内となるのか。
⇒主な活用主体は国内の事業者を想定しているが、海外事業者による活用に支障はないと認識している。その点について実証でも検証したい。

・ 半導体業界の取引先はほぼ海外である。半導体製造には、前工程、後工程がある。前工程を行う企業は日本にあることが多いが、後工程を行う企業はアジアにあることが多い。また、更にそこから海外へ出荷されている。サプライチェーン全体で制度を運用する際には困難も想定される。アジアには同様の制度もないところ、今後の進め方などあればお伺いしたい。
⇒半導体サプライチェーンについて、その特殊性はあるものと思料している。検討する余地はあると思いつつ、半導体産業サブワーキンググループとの連携もあり得る。実証について個別にご相談させていただいているため、その中でコミュニケーションをとらせていただきたい。

・ 制度の概要設計が終わり、実証を行うにあたり様々な論点が生じている。実証を行う中で、実運用上の課題などを今後とりまとめる必要がある。サプライチェーンには大企業、中小企業等が含まれるところ、日本商工会議所や日本経済団体連合会等の経済団体とタッグを組んで課題を一緒に解決するようなスキーム等を作っていくべきではないか。
⇒経済団体と連携することは重要である。コミュニケーションをとらせていただきたい。

・ 本検討会の事前説明にて、★3 取得に係る費用について紹介いただいた。企業や業界の実態に合わないものを公表したとしても、企業が扱いに困る可能性がある。慎重に取り扱うべき。

以上